

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成29年11月29日付け及び同年12月1日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成6年4月1日、会社A（以下「会社」という。）に入社し、平成25年4月1日からB所在の会社C部において勤務していた。
- 2 請求人によると、長時間労働など職務上のストレスを機に、平成26年11月初め頃から、フラッシュバック、不安、恐怖、不眠、悪夢などが持続するようになったという。請求人は、平成28年4月16日、D医療機関を受診し、「心的外傷後ストレス障害」（以下「PTSD」という。）と診断された。
- 3 請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年11月1日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の精神障害の発病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期について、請求人は、①平成26年11月6日頃にPTSD又は適応障害を発病したと主張し、さらに、予備的に、②遅くとも平成27年4月頃、PTSD又は適応障害その他の精神障害を発病したと主張している。

この点、E医師は、平成28年10月7日付け意見書において、同年4月16日の初診時点における請求人からの情報を基に、平成26年11月6日頃にPTSDを発病したものと推測した旨述べているが、請求人の症状に過覚醒とみられる症状は認められず、PTSDを発病したものとは認め難い。また、請求人とF部長及び会社総務部職員との面談内容をみると、同年9月18日以降、請求人の狭心症、業務内容、請求人の配属先等について話し合いを繰り返しているものの、平成27年4月までに請求人の言動等に明らかな変化は認められないことからすると、請求人の予備的な主張も採用できず、決定書理由に説示するとおり、請求人は、平成27年10月頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと認められる。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)においては、請求人は平成27年3月27日から狭心症の療養のため業務には従事しておらず、評価期間における業務による心理的負荷をもたらす出来事としては、請求人の職場復帰や不利益取扱いに関する会社総務部人事課Gとの面

談等が認められるところであるが、この出来事は、決定書理由に説示するとおり、認定基準別表1「業務による心理的負荷表」の「具体的出来事」の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）を類推適用し、その出来事による心理的負荷の強度は「中」とであると判断する。

(4) 以上のことから、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものということとはできない。

なお、請求人のその余の主張についても精査したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月24日